

PPP/PFI の推進について

内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PFI 推進室)

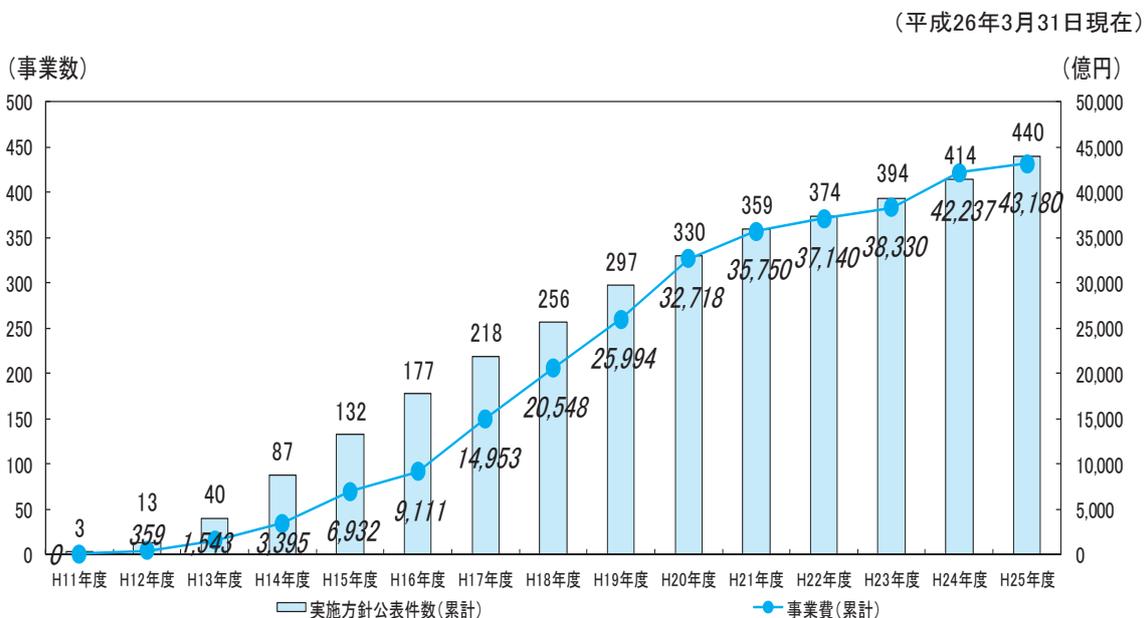
企画官 武井 利行
たけい としゆき

1 はじめに

PFI (Private Finance Initiative) は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法であ

り、平成11年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)が制定されて以来、440件の公共施設等の整備等に関する事業がPFI事業として実施されています。

PFI事業の特徴は、公共施設等の整備等に、民間の資金、経営能力および技術的能力を活用することによって、同一水準のサービスをより安く、



(注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握している事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。
 (注2) 事業費は、実施方針を公表した事業のうち、事業者選定により公共負担額が決定した事業の当初契約金額であり、内閣府調査において把握しているものの合計額。
 (注3) グラフ中の事業費は、億円単位未満を四捨五入した数値。

図-1 PFI事業の実施状況 (事業数および事業費の推移 (累計))

同一価格でより質の高いサービスを提供することです。公共施設等の管理者等が公共が事業を実施した場合と、民間が事業を実施した場合とを比較して民間が事業を実施した方が有利な場合に、PFI方式で実施するものとして事業選定をします。これまでに実施されたPFI事業の事業規模の合計は約4兆3,180億円ですが、公共が実施した場合に比べ約8,183億円の支出の削減効果（VFM: Value For Money）があったものと推計されています（平成25年度末現在、図—1）。

PFI法では、民間の創意工夫を一層発揮させるために、公有地においてPFI事業とあわせて余剰容積や余剰地を活用した民間施設を建設する仕組みや、民間から公共施設等の整備等に関する事業の実施を提案する仕組みなどが設けられてきました。

こうした取り組みを踏まえて、平成25年6月に内閣総理大臣を会長とする民間資金等活用事業推進会議において、PFI事業のみならず広くPPP（官民連携事業）を対象として、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」が決定され、平成26年6月には「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」が決定されました。

本稿では、これらを紹介するとともに、PPP/PFIの推進に向けた最近の取り組みについて紹介します。

2 PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン

「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」（以下「アクションプラン」という）では、基本的な考え方として次のような内容が示されています。

- ・インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。
- ・今後は、民間の資金・ノウハウを活用することにより、インフラの運営・更新等の効率化、サ

ービスの質的向上、財政負担の軽減が図られる事業についてはPFI事業を積極的に活用することを基本とする。

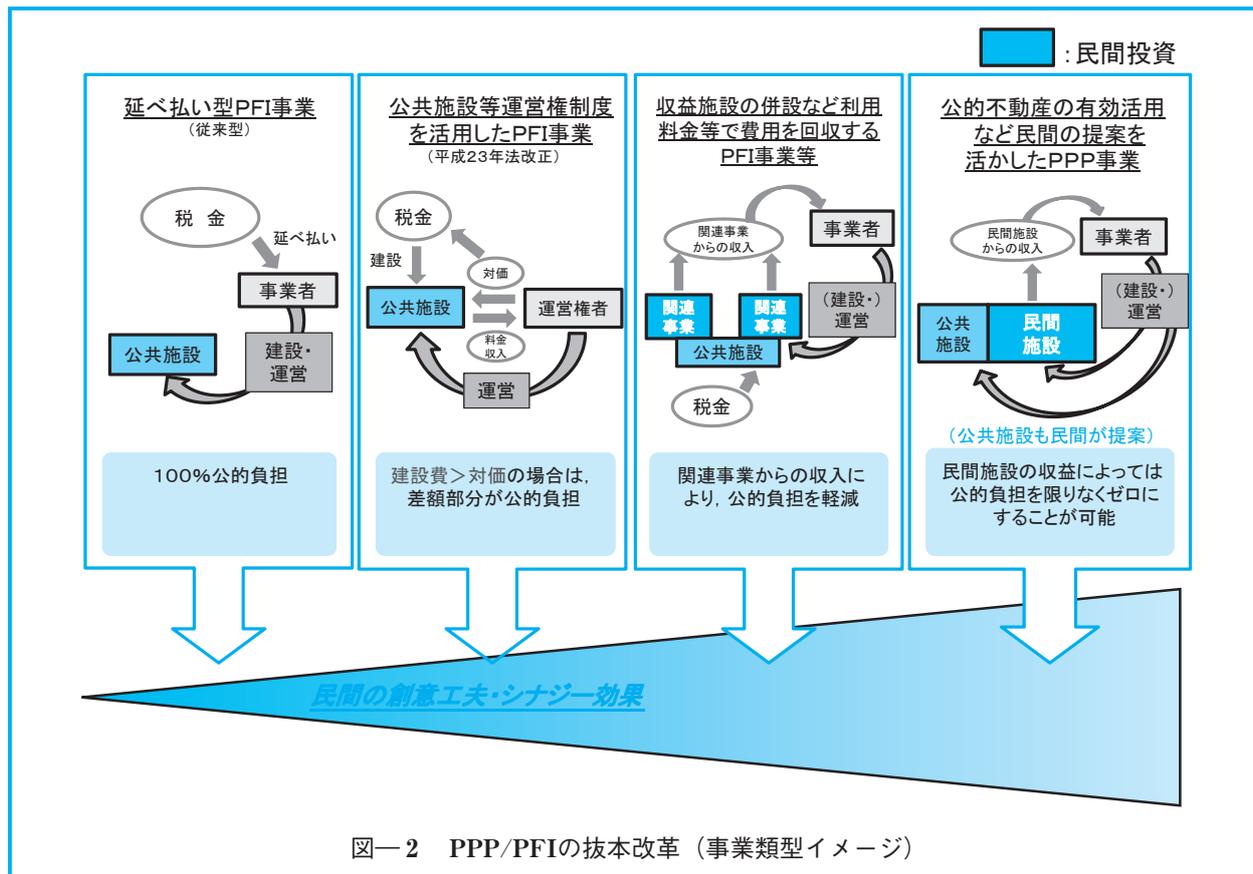
- ・PFIについて、従来から多く実施されてきた「延べ払い型」からの抜本的な転換を目指すこととし、平成23年のPFI法改正により導入された「公共施設等運営権制度」の活用を推進するとともに、収益施設を併設・活用すること等により事業の収益性を高め、税財源以外の収入等で費用を回収する方式を活用・拡大する。
- ・さらに、より広義なPPP（官民連携）について、民間のイニシアチブで最適なサービスの提供を実現し、もって地域の価値や住民満足度の最大化を図るというPPPの効果を最大限発揮させるために、公的不動産の有効活用などを通じて民間の提案を大胆に取り入れた事業を推進する。

PPP/PFI事業の目標として、今後10年間（平成25～34年）で、次の四つの類型で12兆円規模の事業を重点的に推進することとし、具体的取り組みについての包括的な方針が定められました。

- ① 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業：2～3兆円
- ② 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等：3～4兆円
- ③ 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業：2兆円
- ④ その他の事業類型：3兆円

アクションプランでは、PPP/PFIの抜本改革を通じて、公的負担の軽減を図りつつ、民間投資も喚起し、官民連携によるシナジー効果を高め、経済再生や豊かな国民生活に資するインフラの整備・運営・更新を実現することを目指しています。

また、収益性の高い事業を推進することで、インフラファンド等による民間資金の供給が促進されることが期待されます。インフラ投資市場が活性化することで、民間の資金提供者の目利き力と提案力、リスク管理能力が発揮され、そのことが事業の成立性を高めることにつながる、という好循環が生まれることが期待されています（図—2）。



3

PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針

アクションプランが決定されてから1年が経過して、アクションプランのうち、特に公共施設等運営権方式の事業を中心として、取り組みを加速化していくために「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」(以下「取組方針」という)が決定されました。

公共施設等運営権方式の事業規模目標を前倒しし、集中強化期間における重点分野および数値目標を次のように設定するとともに、集中強化期間における重点的な取り組みの内容が決定されています。

- ① 向こう3年間(平成26~28年度)を集中強化期間とする。
- ② 空港、水道、下水道、道路を集中強化期間において公共施設等運営権方式の事業を推進する

重点分野とする。

- ③ 集中強化期間における公共施設等運営権方式の事業の数値目標は以下のとおりとする。
 - ・事業規模目標：2～3兆円
 - ・事業件数目標：空港6件、水道6件、下水道6件、道路1件

4

公共施設等運営権制度を活用したPFI事業の推進

公共施設等運営権制度(いわゆるコンセッション)とは、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営を民間事業者に委ねる方式であり、平成23年のPFI法改正により創設されました。空港、上下水道、道路をはじめとする公共施設について、公共による管理から、民間事業者による運営へと転換することにより、サービスの向上や公共施設を活用した新しい価値を生み出すことが期待されており、前述のとおり、アクションプランと取組

方針において目標等が位置付けられています。

制度が創設されてから、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」の制定（H25.6）、公共施設等運営権に係る会計処理方法に関するプロジェクトチームの研究報告（中間とりまとめ）の公表（H25.9）など、公共施設運営権制度を利用できるようにする環境整備が行われてきました（図—3）。

同時に各事業分野でも公共施設等運営権の導入に向けた取り組みが進められています。

- 空港分野では、国が管理する空港等についてPFI法に基づく公共施設等運営権を設定して運営できるようにする「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」が施行されました（H25.7）。仙台空港においては、特定運営事業実施方針の公表（H26.4）募集要項等の公表（H26.6）等の手続きが進んでいます。また、新関西国際空港においては特定運営事業実施方針の公表（H26.7）等の手続きが進められています。
- 下水道分野では、「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」の作成・公表が行われました（H26.3）。浜松市等において事業の検討が進められています。
- 水道分野では、「水道事業における官民連携に関する手引き」の作成・公表が行われました（H26.3）。大阪市において事業の検討が進めら

れています。

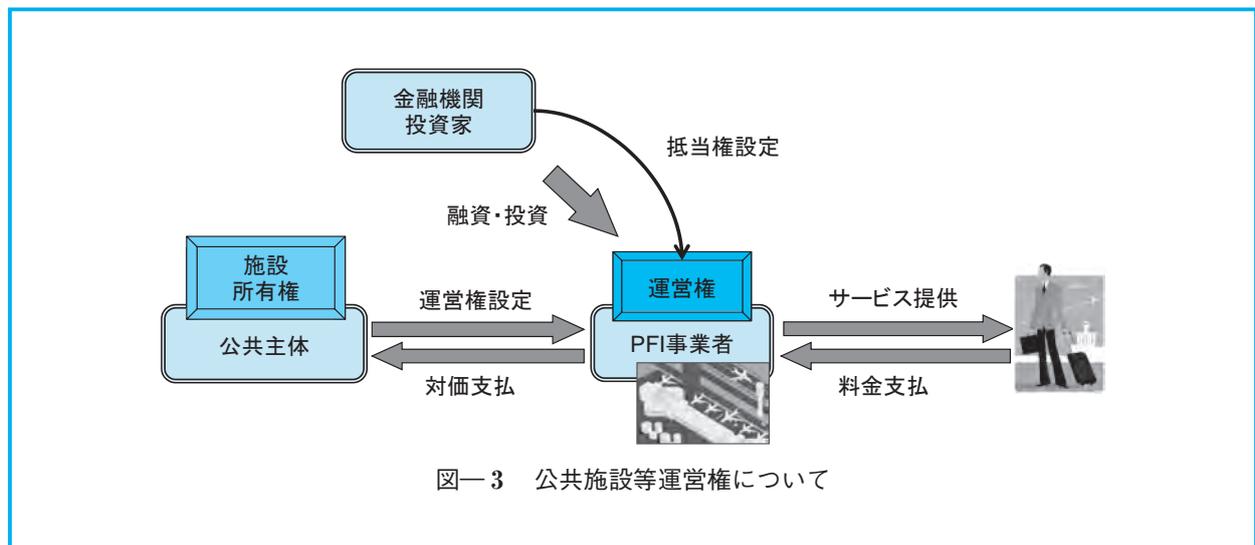
- 道路分野では、構造改革特区推進本部の決定に基づき、民間事業者による公社有料道路の運営を可能とするため道路整備特別措置法の特例を設ける「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」が平成26年10月31日に閣議決定され、愛知県における事業の検討が進められています。

5

民間資金等活用事業推進機構によるPFI事業の支援

民間資金等活用事業推進機構（以下「PFI推進機構」という）は、金融機関が行う金融および民間の投資を補完するための資金の供給を行うことにより、わが国におけるインフラ投資市場の整備の促進等を行うことを目的として、平成25年のPFI法改正を受けて平成25年10月に設立されました（図—4）。

独立採算型事業など利用料金収入で費用を回収するPFI事業では、計画どおりに収入があるかリスクがあります。わが国では、インフラに対してリスクマネーを供給する本格的な市場が形成されていないため、国の資金を呼び水として官民が共同出資するインフラファンドとしてPFI推進機構を設立し、投融资の実績を重ねることを通じて、民間のインフラ投資市場の育成を図るとともに、



図—3 公共施設等運営権について

民間資金等活用事業推進機構

Private Finance Initiative Promotion Corporation of Japan

商号 株式会社民間資金等活用事業推進機構
Private Finance Initiative Promotion Corporation of Japan

所在地 東京都千代田区大手町一丁目6番1号大手町ビル8階

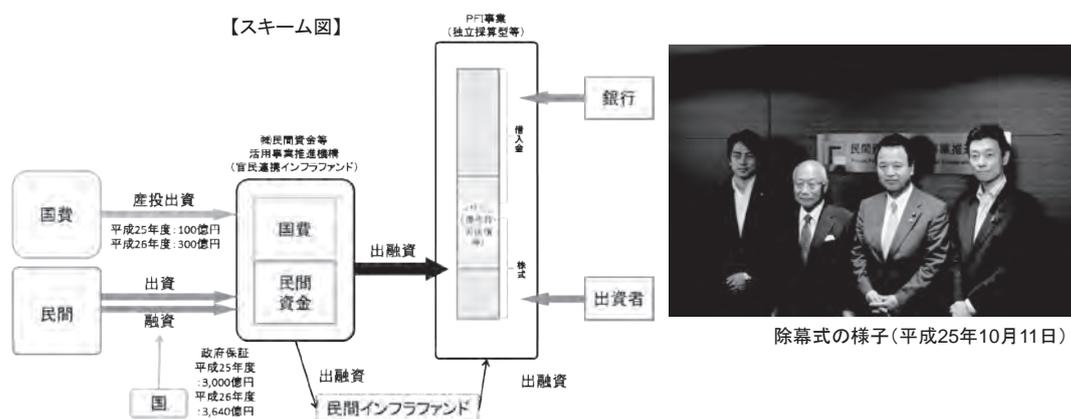
設立 平成25年(2013年)10月7日

資本金 100億円(出資金額:政府100億円,民間100億円)

代表取締役社長 渡文明

役員員数 22名(平成26年7月現在)

【スキーム図】



図一 4 「株式会社民間資金等活用事業推進機構」の設立

独立採算型等のPFI事業の推進を図ることとしました。

PFI推進機構は、独立採算型等のPFI事業を実施する者に対し資金の供給を行うことを主たる業務としています。また、PFI事業を支援する事業を実施する者に対する支援、いわゆるファンド・オブ・ファンズ (Fund of Funds) としての機能も有しています。民間のインフラ投資市場の育成を目的として、平成40年度末までの15年間の期限で、業務を実施することとされています。

PFI推進機構の支援は民間事業者に対する出融資として行われます。公共施設等の管理者等はPFI事業を実施する者を公募等の方法により選定することから、入札参加者は、PFI推進機構の出融資を利用することを前提として応募（提案）を行い、選定された場合に、PFI推進機構における審査を経て、支援が決定されることとなります。

公共施設等の管理者等は、当該事業がPFI推進機構の支援対象であることを明示して民間事業者を募集することによって、より多様な提案を受けられる可能性があります。応募しようとする民間

事業者は、PFI推進機構の出融資を利用することによって、よりよい提案をできるようになる可能性があります。官民のいずれの側からも、必要に応じてPFI推進機構に相談し、活用していただきたいと考えています。

6

PPP/PFI事業を推進するための環境整備

アクションプランを実現するためには、公共施設等運営権制度を活用したPFI事業や独立採算型等のPFI事業を推進するだけでなく、地方公共団体が取り組みやすくなるよう、民間が創意工夫を発揮しやすくなるよう、制度の全体を見直していくことが必要です。

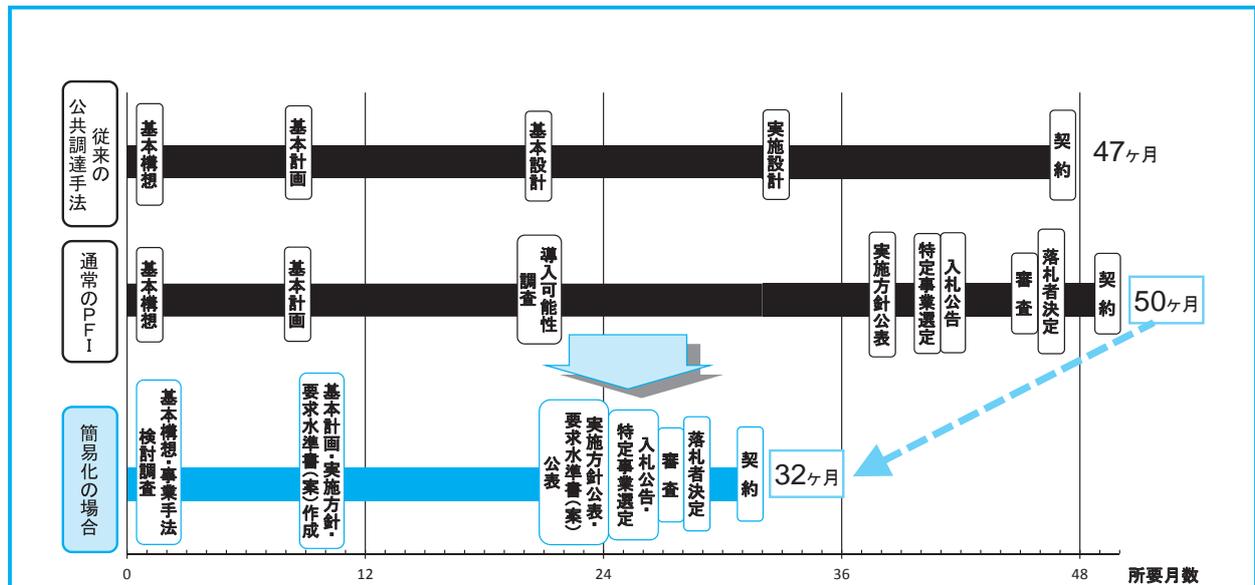
このため、民間資金等活用事業推進委員会では三つのワーキンググループを設け、VFM・リスク分担、モニタリング・事業促進、手続きの簡易化に係る論点から、ガイドラインの検証・見直しを行うこととしました。

PFI事業の円滑化・迅速化に資する手続簡易化

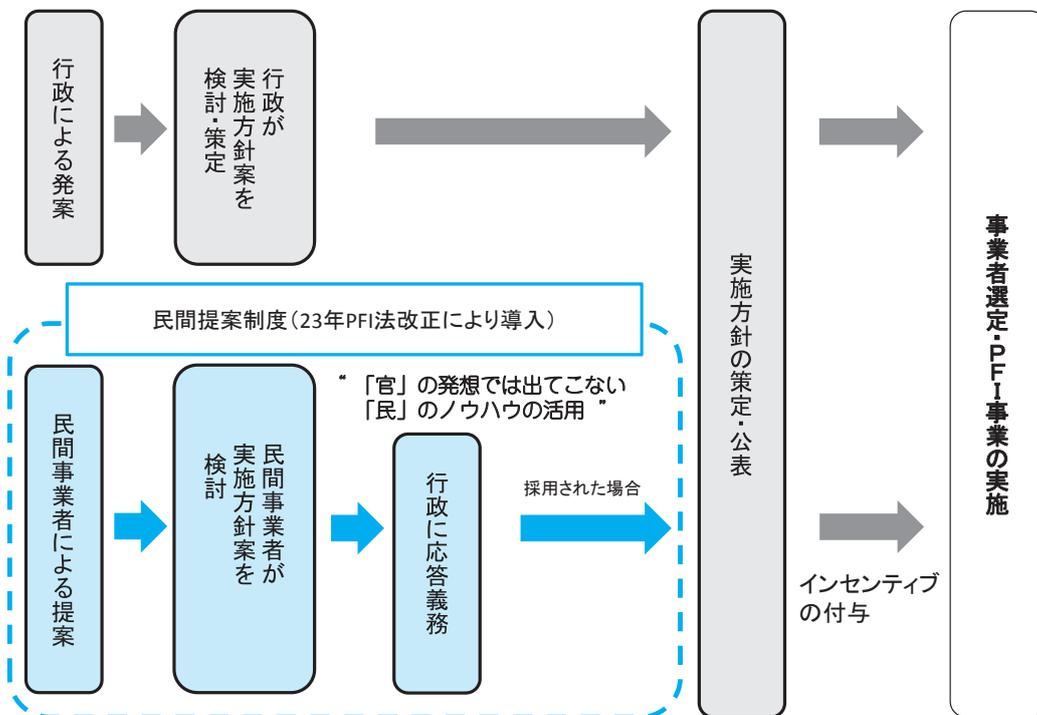
について検討した手続簡易化ワーキンググループでは、「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続き簡易化マニュアル」と手続き簡易化のためのガイドラインの改正をとりまとめました(H26.6)。

このマニュアルでは、PFI事業の実施期間の短

縮につながるよう、基本構想／基本計画と事業手法検討調査業務を一括で実施するなど事業実施プロセスを簡易化する方策を解説しています。また、PFI事業の実施に当たって、実施方針の公表、入札手続き、事業者との契約等の各段階で利用する書類について、作成素材（事業内容に応じ



図一5 PFI事業の手続期間短縮のイメージ



図一6 PFI事業の民間提案制度

て追記・修正して活用することを想定したドラフトをあわせて公表しています（図—5）。

モニタリング・事業促進ワーキンググループでは、「モニタリングに関するガイドライン」の改正案、「民間提案推進マニュアル」「モニタリング基準（作成素材）」の作成等を行いました（H26.9）。このうち、民間提案推進マニュアルは、民間事業者の側から公共施設の管理者等に対して実施方針の策定を提案するPFI法に定められた民間提案制度等について解説するとともに（図—6）、提案書（フォーマット例）を示すことによって、国や地方公共団体が民間事業者による提案が実現しやすい環境を整備する場合や民間事業者が実際に提案しようとする場合に役立つ情報を盛り込んでいます。

VFM・リスク分担ワーキンググループでは、新たな事業類型におけるVFMの評価やリスクの整理分担を適切かつ的確に実施するとの観点から検討し、中間とりまとめを行っています（H26.9）。

また、内閣府では、地方公共団体におけるPFIの普及促進のための事業を実施しています。案件形成支援事業として、地方公共団体から具体的な案件を募集し、PFI手法等を活用した事業実施に向けた可能性調査を実施しています（平成25年度7件、平成26年度7件）。また、専門家派遣事業として、PFI事業について質問・疑問のある地方公共団体に、PFIの実務に通じた専門家を派遣し

ています（平成25年度34件、平成26年度11件（9月末時点））。さらに、PFIを実施する地方公共団体のネットワークの形成や、産官学金の関係者が集う地域プラットフォームの形成を促進することとしています。

7 おわりに

国、地方公共団体の財政状況が厳しさを増す中、インフラの老朽化対策や大規模災害に備える防災・減災対策が課題となっており、真に必要な社会資本の整備・維持更新と財政健全化を両立させるために、民間の資金・ノウハウを最大限活用することが急務となっています。このためには、官と民が適切に連携することにより最適な公共サービスの提供を実現するPPP/PFIを推進していくことが必要です。

ここでは、アクションプラン、取組方針と内閣府を中心とした取り組みを紹介しました。内閣府では、民間資金等活用事業推進室のホームページ（<http://www8.cao.go.jp/pfi/>）において、法令をはじめ、ガイドライン、先行事例集、PFI事業導入の手引きなど、PPP/PFIに関するさまざまな情報を掲載していますので、こうした情報もご活用いただき、それぞれの立場でPPP/PFIを推進いただければ幸いです。